

生田哲郎◎弁護士・弁理士／川瀬茂裕◎弁護士

間接的・黙示的な「打ち消し表示」によって 不正競争防止法2条1項1号の混同のおそれを否定した事例

[知的財産高等裁判所 令和4年1月18日判決 令和3年(ネ)第10025号]

[東京地方裁判所 令和3年3月17日判決 令和2年(ワ)第5211号]

1. 事件の概要

本件は、蛇口一体型浄水器およびその交換用浄水カートリッジを製造・販売する控訴人(株式会社タカギ)が、控訴人製の蛇口一体型浄水器に用いる交換用浄水カートリッジを販売する被控訴人らに対し、被控訴人らがオンラインショッピングサイト上にある被控訴人製の交換用カートリッジ(以下、被告カートリッジ)の販売ページに「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店」(以下、被告表示1)等と掲載した行為が、控訴人の商品との混同を生じさせる行為(不正競争防止法(以下、不競法)2条1項1号)に該当する旨主張して損害賠償を求めた事案です。

本件の争点は、被告表示1の掲載が同号の「混同を生じさせる行為」に該当するか否か、すなわち「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店」との表示によって、被告カートリッジが控訴人の製品であると需要者が出所を混同するか否かという点です。この点について被控訴人は、販売ページ上に「純正カートリッジより浄水の流量が少ないですが、当社製品は……」とも掲載している(以下、本件打ち消し表示)から、需要者が被告カートリッ

ジを控訴人の製品(純正品)と認識することはない旨主張しました。

本件は、本体製品に用いる交換部品市場へのサードパーティーの参入を防ぐため、特許法、商標法、不競法等を用いて訴訟提起する事例の一つといえます。「打ち消し表示」の意義を柔軟に捉えて、サードパーティー側に有利な判断をしたという点で興味深い事案と考えられるため、本稿で紹介します。

2. 裁判所の判断

(1) 事実関係

「原告表示は、黒色のゴシック体の『タカギ』の文字を横書きしてなる……

原告表示は……周知となっていた」

「被控訴人グレイスランドは……本件楽天サイトのトップページにおいて、被告商品……に関する広告として、トップメニューバーの下に……黒色のフォントで横書きしてなる『タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店』との表示(被告表示1)を……掲載した」

【被告表示1】



「本件楽天サイトのトップページの本件三段書き表示から表示画面の半分

程度下方にスクロールすると……被告商品のタイプ及び数量別の価格表示の一覧表が表示され、その直下に赤色の背景の白抜き文字の『お買い求めの前に』と題する欄に『標準タイプ・高除去タイプともに、純正カートリッジより浄水の流量が少ないですが、当社製品は、『浄水力にこだわり、じっくり“ろ過”する設計』を採用しておりますので、予めご理解の上お買い求めください。』との記載が表示されていた」

「上記『お買い求めの前に』と題する欄の直下には『標準タイプ(1本入り)のお買い求めはこちらから』、『高除去タイプ(1本入り)のお買い求めはこちらから』などと表示されたリンクボタンが配置されており……これをタップすると被告商品の購入ページに移動することができた」

(2) 混同を生じさせる行為該当性

「かかる需要者は、家庭用浄水器に適合する浄水用カートリッジが浄水器本体の製品ごとに異なることを一般的な知識として有し、家庭用浄水器の交換用カートリッジの購入を検討する際には、交換用カートリッジの浄水器本体との適合性、価格等について関心を持ち、その購入時にはこれらを確認す

るものと認められる」

「本件楽天サイトのトップページに掲載された『交換用浄水カートリッジ』の広告に接した需要者は、当該『交換用浄水カートリッジ』がいかなる浄水器本体に適合する交換用カートリッジであるかを確認しようとするのが自然であるから、本件楽天サイトのトップページの上部の『タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店』との表示（被告表示1）を閲覧するものと認められる」

「被告表示1の構成中の『タカギ社製』との表示（被告標章）は、『タカギ』が製造した商品であることを示したものと理解できるところ、被告表示1においては、『タカギ社製』の文字部分と『浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店』との間にスペースがあるため、『タカギ社製』の文字部分が『浄水蛇口の交換用カートリッジ』を修飾し、被告表示1から『タカギ』が製造した『交換用カートリッジ』商品の取扱い店であることを表示したものと読み取ることが可能であり、一方で、『タカギ社製』の文字部分が『浄水蛇口』を修飾し、被告表示1から『タカギ』が製造した『浄水蛇口』に適合する『交換用カートリッジ』商品の取扱い店であることを表示したものと読み取ることとも可能であると一応考えられる」

「しかしながら……本件楽天サイトのトップページの被告表示1の下の本件三段書き表示から表示画面の半分程度下方にスクロールすると、……被告商品のタイプ及び数量別の価格表示の一覧表が表示され、その直下に赤色の背景の白抜き文字の『お買い求めの前

に』と題する欄に『標準タイプ・高除去タイプともに、純正カートリッジより浄水の流量が少ないですが、当社製品は、『浄水力にこだわり、じっくり“ろ過”する設計』を採用しておりますので、予めご理解の上お買い求めください。』との記載が表示されていたこと、上記『お買い求めの前に』と題する欄は、価格表示の一覧表と商品購入ページに移動するリンクボタンの間に位置し、交換用カートリッジの購入を検討する需要者の目につきやすい位置及び態様で配置されていることが認められる」

「そして、需要者は、上記『お買い求めの前に』と題する欄記載の『標準タイプ・高除去タイプともに、純正カートリッジより浄水の流量が少ないですが、当社製品は……』との記載部分から、『当社製品』である『交換用浄水カートリッジ』が『タカギ』が製造した『純正カートリッジ』とは異なる商品であることを容易に理解するものと認められるから、上記記載部分は、被告標章（『タカギ社製』の表示）が『浄水蛇口の交換用カートリッジ』を修飾すると読み取ることが否定する打ち消し表示としての機能を有するものと認められる」

「そうすると、本件楽天サイトのトップページの被告表示1に接した需要者は、上記『お買い求めの前に』と題する欄の上記記載部分に照らして、被告表示1の構成中のタカギの表示（被告標章）は、『浄水蛇口』を修飾し、被告表示1は『タカギ』が製造した『浄水蛇口』に適合する『交換用カートリッジ』商品の取扱い店であることを示したものと理解するものと認められる」

「以上によれば、被告表示1におけ

る被告標章の使用によって、被告商品が控訴人製の純正品であると需要者に誤認させて、被告商品の出所が控訴人又は控訴人の関連会社であるとの混同を生じさせるおそれがあるものと認めることはできない」

（3）控訴人の主張について

「これに対し控訴人は、①打ち消し表示は、直接的、かつ、誤認を生じるおそれのある表示と同時に視認できる範囲などの分かり易い場所に記載されてはじめて、打ち消し表示として機能するのであって、打ち消し表示が直接的な表現でなく、あるいは、誤認を生じるおそれのある表示と場所的に離れていると、一度混同してしまった需要者の誤認は、是正されるものではない、②本件楽天サイトの『お買い求めの前に』と題する欄の記載は、控訴人製の純正品であることを直接的に否定するものではなく、また、被告標章と一画面以上離れていたため、被告標章の内容を打ち消す効果を発揮するものではない旨主張する」

「しかしながら、……需要者は、『お買い求めの前に』と題する欄の記載から、『当社製品』である『交換用浄水カートリッジ』が『タカギ』が製造した『純正カートリッジ』とは異なる商品であることを容易に理解するものと認められる」

「また、『お買い求めの前に』の欄は、本件楽天トップページに最初にアクセスした際に画面上に見えるように表示されないものの、表示画面の半分程度下方にスクロールすると表示される近接した位置にあり、しかも、価格表示の一覧表と商品購入ページに移動するリンクボタンの間という需要者の目につきやすい位置に配置されていたので

あるから、交換用カートリッジの購入を検討する需要者は、被告表示1とともに『お買い求めの前に』の欄の記載を閲読するものと認めるのが自然である」

3. 考察

(1) 「混同を生じさせる行為」について

不競法2条1項1号における「混同を生じさせる行為」とは、出所について混同を生じさせるおそれのある行為をいいます。そして、いわゆる「打ち消し表示」とは、混同のおそれを否定するような付加的表示をいうものと解されます。もっとも、判例・学説上「打ち消し表示」について明確な定義はなく、どのような表示であれば「打ち消し表示」に該当するのかは、必ずしも明らかではありません。

(2) 本判決の意義

本判決は、「打ち消し表示」は直接的に表現されなければならないとの控訴人の主張を採用せず、直接的でない(いわば間接的・黙示的な)「打ち消し表示」を認めた点に意義があります。

上記認定事実によれば、確かに「本製品はタカギ社が製造したものではありません」といったように、控訴人の商品であることを直接的・明示的に否定する表示はありません。しかしながら本判決は、被告表示1および本件打ち消し表示に触れた需要者の思考過程を具体的に検討し、需要者は本件打ち消し表示によって被告カートリッジが「タカギ社」製の「純正カートリッジ」と異なる商品と理解するはずであるから、被告表示1についても「タカギ社製の交換用カートリッジ」を販売していると読み取ることはできず、混同の

おそれがあるとは認められない旨判示しました。

実務上、トナーやインクリボンといった交換部品の販売時など、第三者の商品等表示を記載せざるを得ない状況は少なからず考えられるところで、本判決は、そのような場合において、必ずしも直接的な「打ち消し表示」をする必要はなく、間接的・黙示的であっても表記・表現の工夫によって混同のおそれを柔軟に回避できることを示した点で、注目に値する裁判例であると考えられます。

もっとも、本判決において①浄水器本体に対する交換用カートリッジの適合性や価格について需要者が関心を持っていることを前提に、②本件打ち消し表示が、需要者の関心の対象となる価格表示の一覧表と、画面の操作上必ず目にする商品購入ページに移動するリンクボタンの間に記載されているとして、被告カートリッジの購入に際して需要者が本件打ち消し表示を認識するか否かを具体的かつ詳細に検討している点には留意が必要です。何らかの「打ち消し表示」を設けたとしても、具体的な取引の実情に照らし、需要者が購入前に「打ち消し表示」をはっきりと認識できるようになっていない場合(例えば目立たない位置に小さく記載された場合)には、混同のおそれがあると判断されると考えられます。

(3) 商標法上の「打ち消し表示」

「打ち消し表示」は出所表示機能を保護する商標法でも問題となるため、本判決は商標法との関係でも参考になります。商標法上の「打ち消し表示」の法的位置付けは判例・学説上必ずしも明確ではありませんが、「打ち消し表示」がなされたことによって①需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができないとして商標権の効力が及ばない(商標法26条1項6号)か、②商標の出所表示機能が害されておらず実質的違法性を欠くとして、抗弁事由になる(知財高判令和元年10月10日参照)と考えられます。

本件は、不競法の事案ですので、商標権侵害の事例における間接的・黙示的「打ち消し表示」には言及していません。しかしながら、不競法上も商標法上も、取引の実情を総合考慮して、需要者が出所を誤認混同するか否かという観点から侵害の成否を判断するため、事実関係次第では、間接的・黙示的「打ち消し表示」によって商標権侵害が否定されることは十分あり得ます。もし、本件が商標権侵害の事例であれば、本件打ち消し表示によって、被告表示1は、需要者が控訴人の業務に係る商品であることを認識できる態様で使用されていない(商標法26条1項6号)として、商標権侵害が成立しない旨判示されると考えられます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

かわせしげひろ

一橋大学法学部法律学科卒業。大学卒業後、電機メーカーにおいてIT技術者として勤務した後、現職に至る。IT技術関連の知財・訴訟業務に限らず、著作権・商標・不正競争防止法関連の案件のほか一般民事に関する案件を含めてさまざまな業務を担当。